

教文財 第 73号-1

令和 5年 8月25日

関市文化財審議会 会長 様

関市教育委員会

関市重要文化財指定の可否について（諮問）

関市文化財保護条例施行規則（昭和42年関市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、下記の文化財について関市指定文化財の指定申請があったので、指定の可否を関市文化財審議会に諮問します。

記

- 種別 史跡
名称 下大洞古墳群
員数 2基
所有者（管理者）
[Redacted]
[Redacted]

関市重要文化財指定申請書

1 名称 下大洞古墳群

2 員数 2基

3 所在地 関市武芸川町平字下大洞64

4 所有者（又は管理者）の氏名又は名称及び住所

[REDACTED]

5 種類 史跡

6 構造、形式、品質、形状、大きさ（実測図、見取図、写真等添付のこと）

1号古墳は直径約12.5mの円墳、2号古墳は直径約16m、墳丘の高さが約4mの楕円形を呈する円墳であると考えられる。

7 年代及び由来、伝説

武儀川の右岸、武芸川町平にある「洞」とよばれる谷筋の奥寄りに位置する。2基の円墳からなる古墳群で、谷の北側のやや小高いところに2基並び、東側が1号古墳、西側（谷の奥側）が2号古墳となる。1号古墳は墳丘の中央部分が窪み、古墳の周辺に大型石材が落ちていることから埋葬施設は横穴式石室であったと考えられる。2号古墳は以前から横穴式石室であることが知られていた。大きさは全長9.1mを測り、袖が明瞭ではない両袖式で楣石をもつ。玄室は奥壁に鏡石を置き、平面形はやや胴張り形となる。天井はやや弧状となる。出土遺物などは確認されていないが、古墳時代後期ものである。

発掘調査の成果から1・2号古墳共に墳丘の背面は地山（一部岩盤）を削って造られ、2号古墳は傾斜のある前庭部があり、形状は「八」の字状に開く。墳丘の南西側の地山が低い部分には土塊積みをおこなっていることが明らかとなった。

下大洞古墳群は1号古墳の残りはやや悪いものの、2号古墳は墳丘の残りがよく、特に土塊積みを確認できたことは古墳時代の土木技術を知る上で重要である。

下大洞古墳群は武芸川地域の有力者層の墓域であり、関市の古墳時代を考える上で重要であり、保存し、活用すべき歴史遺産である。

8 銘文、墨書、その他参考となる事項

上記のものを関市指定文化財に指定下さるよう申請いたします。

令和5年8月14日

住所 [REDACTED]
所有者（管理者） [REDACTED]

関市教育委員会 様